

令和 6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	地域福祉計画管理事業	担当課	社会福祉課
総合計画 政策	ひと	計画期間	平成24年度～
施策	地域福祉の推進	種別	任意の事務
基本事業(取組)	地域福祉活動の活性化	市民協働	事業協力
予算科目コード	01-030101-13 単独	根拠法令・条例等	社会福祉法第107条

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？

背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
急速な少子高齢化や地域のつながりの希薄化、福祉ニーズの多様化により地域福祉の必要性が増し、社会福祉法に基づき平成23年度に「地域福祉計画」を策定した。 併せて、市民の主体的な福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会において「地域福祉活動計画」が策定された。	地域福祉計画の適正な進行管理を行うために、施策担当課による進捗状況の現状把握・評価に基づき、庁内組織の地域福祉計画検討委員会で、計画の現状確認や評価を行い、施策の推進方法について協議し、計画の推進を図る。 また、地域福祉計画の円滑な推進を図るために「地域福祉推進委員会（委員19名）」を設置している。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるよう、市民が主役となって進める地域づくり、支え合いつくりに取り組むために、市民の福祉活動を支援する。	

(参考) 基本事業の目指す姿

市民の地域福祉に関する意識を高め、個人又は市民活動団体が地域福祉活動の担い手となるよう支援する。

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）

事業の現状・問題・課題	具体的な内容とスケジュール
【課題】 地域福祉計画は、基本目標、基本施策、関連事業（100超）という構成になっている。 毎年度、関連事業における前年度の取組内容を担当課から報告してもらい、基本施策ごとに進捗状況をまとめ、庁舎内部組織の検討委員会や市民で構成する推進委員会で地域福祉計画の推進状況を検証している。 しかし、関連事業の現状や課題が見えづらいことが課題となっている。	実施済の活動内容 4月～6月 担当課から関連事業の「前年度取組評価」及び「今年度取組目標」の報告依頼 事務局（社会福祉課）が抽出した3事業について担当課に資料作成を依頼 7月 第1回地域福祉計画検討委員会開催 8月 第1回地域福祉推進委員会開催 今後の活動内容 9月～10月 地域福祉推進委員に、関連事業の中で注視すべき事業や担当課から説明を受けたい事業についてアンケート調査 11月 アンケート結果に基づき、事務局で関連事業を精査し、担当課へ資料作成等を依頼 12月又は1月 第2回地域福祉推進委員会開催
改善内容(課題解決に向けた解決策)	

次年度のコストの方向性（→その理由）

<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 削減	来年度も、今年度に改善した内容を加え、地域福祉計画検討委員会及び地域福祉推進委員会により地域福祉計画の進捗管理を実施する。
--	---

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
<p>地域福祉計画検討委員会を1回、地域福祉推進委員会を2回開催し、計画の進行管理を実施した。</p> <p>前年度の取組み事業の評価を行うとともに、地域福祉活動において課題となっている人材の確保をテーマに検討を実施した。</p>	<p>地域福祉計画検討委員会を1回、地域福祉推進委員会を2回開催し、計画の進行管理を実施した。</p> <p>前年度の取組み事業の評価を行うとともに、重点施策の進捗状況や今後の展望等について検討を実施した。</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
福祉活動で住民同士の交流や助け合いができると思う市民の割合（%）	52.00	53.30	0.00	0.00	54.10	0.00	60.00
この1年間に地域福祉活動に参加した市民の割合（%）	19.60	20.50	0.00	0.00	13.30	0.00	50.00
指標値の動向（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 向上 <input type="checkbox"/> 横ばい <input checked="" type="checkbox"/> 低下	<p>「福祉活動で住民同士の交流や助け合いができると思う市民の割合」の数値はほぼ横ばいであるが、「この1年間に地域福祉活動に参加した市民の割合」の数値が減少している。</p>						
今後の事業の方向性（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	<p>高齢化や高齢者の就業率の増加に伴い、地域福祉活動に参加可能な市民の割合が減少傾向にある。若い世代の地域福祉活動への参加を促進していくことで、地域福祉活動の衰退を防ぎ、活動の維持を図る。</p>					

コストの推移						
項目	R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込	
事業費	計	77	159	142	195	1,200
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	77	159	142	195	1,200
正職員人工数（時間数）	200.00	200.00	100.00	0.00	500.00	
正職員人件費	771	841	425	0	0	
トータルコスト	848	1,000	567	195	1,200	

令和6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	民生委員児童委員活動支援事業	担当課	社会福祉課
総合計画 政策	ひと	計画期間	昭和39年度～
施策	地域福祉の推進	種別	法定事務
基本事業(取組)	地域福祉活動の活性化	市民協働	事業協力
予算科目コード	01-030101-06 補助	根拠法令・条例等	民生委員法、児童福祉法、守谷市民生委員推薦会規則

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？

背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
昭和23年に民生委員法が公布され、民生委員児童委員は地域の福祉増進のために幅広い活動を実施している。 この法律に基づき設置された地区民生委員児童委員協議会の活動を市として支援するために始まった事業である。	民生委員児童委員は地域福祉の推進を図るために、厚生労働大臣が委嘱する奉仕者であり、市内を3地区に分け協議会をそれぞれ設置し活動している。 この3地区的民生委員児童委員協議会を対象に補助金を交付する。 守谷市では、南地区34名、中央地区31名、北地区31名の合計96名の民生委員児童委員が委嘱されており、任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日までである。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
援助を必要とする市民に対して、相談等に当たる民生委員児童委員の活動を支援する。 委員の活動により地域福祉の増進に努め、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。	
（参考）基本事業の目指す姿	
各種福祉施策の総合的な推進を図るため、多様な主体が行っている福祉活動が活発化するよう取り組む。	

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）

事業の現状・問題・課題	具体的な内容とスケジュール
【現状・問題】 民生委員児童委員の活動支援は継続して行っている。 しかし、令和7年度の一斉改選を控え、現状においても任期満了前に委員を辞職する者が出ており、その後継者探しに苦労している。 また、一斉改選を控え、年齢により委員退任の地区もあり、後継者（担い手）不足が懸念される。 【課題】 来年11月には現任委員の任期が終了する一斉改選を迎えるが、後任委員のなりて不足が守谷市だけでなく全国的な課題である。	実施済の活動内容 令和6年4月～9月：毎月の民生委員児童委員協議会定例会にて、悩みを相談しやすい体制作りと後継者不足の課題について協議 今後の活動内容 令和6年10月～令和7年3月：現任民生委員児童委員への留任依頼 令和7年3月～4月：自治会・まち協等への民生委員児童委員推薦依頼 令和7年4月～6月 委員選定 7月 推薦会 12月 委嘱状伝達式
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
(後任委員のなりて不足) 現任の民生委員児童委員に留任いただくために、悩みを相談しやすい体制作りと活動環境の援助に努める。 また、現任委員にも協力を求めながら、早い時期から後任探しを行う。	

次年度のコストの方向性（→その理由）

□増加 ■維持 □削減	後継者不足対策のための事業費は発生しないので、本年度同様とする。
-------------------	----------------------------------

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
定例会や研修を実施し、民生委員児童委員の活動に役立つ知識の修得に努めた。そのほか、委員同士の意見交換も活発に行い、活動上の課題の共有、解決に努めることができた。	定例会や研修を実施し、民生委員児童委員の活動に役立つ知識の修得に努めた。また、他市の民生委員児童委員との意見交換会を実施し、それぞれの活動事例等を共有することで、活動の参考とすることができた。

評価（指標の推移、今後の方向性）									
指標名		基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）	
民生委員児童委員の活動の延べ日数（日）		12,005.00	9,958.00	11,378.00	10,226.00	11,865.00	0.00	12,000.00	
民生委員児童委員の相談延べ件数（件）		797.00	601.00	623.00	766.00	767.00	0.00	800.00	
指標値の動向（→その理由）									
<input type="checkbox"/> 向上 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	民生委員児童委員による地域での相談件数は昨年度とほぼ同程度となっている。一部地域では、まちづくり協議会と連携した活動を実施するなど、様々な機会を捉えながら積極的な取組を行っている。								
今後の事業の方向性（→その理由）									
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	地域福祉に関わる民生委員児童委員は、その活動の重要性が増しているともいわれる。一方で、委員のなり手不足についても全国的な課題となっている。 民生委員児童委員の活動内容を広く周知するとともに、委員の悩みや課題を共有する場を設けることで活動の支援を図っていく。							

コストの推移						
項目		R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込
事業費	計	9,927	9,478	9,803	10,440	10,000
	国・県支出金	10	10	0	10	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	9,917	9,468	9,803	10,430	10,000
正職員人工数（時間数）		3,200.00	3,300.00	3,500.00	0.00	3,500.00
正職員人件費		12,339	13,873	14,861	0	0
トータルコスト		22,266	23,351	24,664	10,440	10,000

令和 6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名	生活保護事業	担当課	社会福祉課	
総合計画 政策	ひと	計画期間	平成14年度～	
施策	地域福祉の推進	種別	法定事務	
基本事業(取組)	セーフティネットによる自立支援	市民協働		
予算科目コード	01-030302-01 補助	根拠法令・条例等	生活保護法、守谷市生活保護法施行細則	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定された。 平成14年市制施行により県から事務委任された（法定受託事務）。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し必要な保護を行い、憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。
（参考）基本事業の目指す姿	生活保護や公営住宅等のセーフティネットにより、低所得者の生活支援と自立を促進する。

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）	
事業の現状・問題・課題	具体的内容とスケジュール
【現状・問題】 令和の初めから生活保護世帯数は増加傾向にあったが、ここ3年は変動が見られず、250世帯から260世帯の間に推移している。しかし、現状として高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、生活保護からの自立が困難な世帯が増えている。 【課題】 自立困難な世帯が増加傾向にある中でも、生活保護世帯数の減少（保護費の減額）を推奨する必要がある。	(継続的な活動内容) ケースワーカーを中心に、就労支援員をはじめとする関係機関（医療機関、福祉施設、ハローワークなど）と連携し、定期訪問や随時相談を実施している。 また、課題が発生した際には、早急にケース会議などでその対応策を協議し、実践している。
改善内容(課題解決に向けた解決策) (生活保護世帯の自立促進) 疾病や障がいのある者には治療を推奨したうえで健康的な生活を送れるよう勧奨し、将来的な就労に繋がるように努める。 また、就労可能な者には、意欲の向上や就労支援を継続的に実施することで、生活保護からの脱却を目指していく。こうした活動を継続的に行っていく。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
□増加 ■維持 □削減	日本国憲法第25条及び生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し必要な保護や、他法他施策支援などにより、最低生活を保障すると共にその自立を助長する事業であるため、本年度と同等のコストとする。

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
<p>市民周知及び関係機関との連携を図り、生活困窮者支援を効果的に進めた。</p> <p>医療扶助オンライン資格確認の対応の準備を行い、令和6年3月のテスト期間を経て同年4月から本格運用のための準備をした。</p>	<p>市民周知及び関係機関との連携を図り、生活困窮者支援を効果的に進めた。</p> <p>生活保護者に対し、就労支援を生活困窮者自立支援事業の委託法人と共に実施し、就業の獲得及び生活保護制度からの自立が行えた。</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）								
指標名		基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
保護率（%）		4.50	4.60	4.70	4.60	4.30	0.00	4.70
自立世帯数（就労による）（世帯）		5.00	4.00	10.00	7.00	13.00	0.00	12.00
指標値の動向（→その理由）								
<input checked="" type="checkbox"/> 向上 <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	<p>生活困窮者に対して、必要な支援を行い自立促進を図る事業であり、就労による自立可能な世帯から高齢、障がい、傷病の理由により継続的な支援を必要とする世帯もあるため、世帯の状況により必要な支援を実施している。</p> <p>保護者への就労支援及び就労自立給付金の給付により、就労者が増加し、就労による生活保護の廃止件数が増加した。実績13件（前年度+6件）</p>							
今後の事業の方向性（→その理由）								
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	<p>国の施策であり、最終的なセーフティネットである福祉制度であるため、制度に基づき継続実施する事業である。</p>						

コストの推移						
項目		R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込
事業費	計	541,470	526,821	574,546	639,408	655,000
	国・県支出金	472,165	459,640	497,464	495,162	507,445
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	7,221	12,742	3,922	450	450
	一般財源	62,084	54,439	73,160	143,796	147,105
正職員人工数（時間数）		6,595.00	6,290.00	6,650.00	0.00	6,650.00
正職員人件費		25,430	26,443	28,236	0	0
トータルコスト		566,900	553,264	602,782	639,408	655,000

令和6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	市営住宅管理事業	担当課	建設課
総合計画 政策	ひと	計画期間	昭和63年度～
施策	地域福祉の推進	種別	法定+任意
基本事業(取組)	セーフティネットによる自立支援	市民協働	
予算科目コード	01-080501-01 補助	根拠法令・条例等	守谷市営住宅管理条例

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
住宅困窮者に低廉な家賃で住宅の供給をする目的で、昭和60年に建設された市営住宅の良好な住環境を確保するため。	施設（管理戸数66戸）の維持補修、入居者管理（入退去、収入調査など）等を（一財）茨城県住宅管理センターに委託し、事務負担の軽減を図りながら、適切に市営住宅の維持管理を行う。 市営住宅管理委託 4,906千円 訴訟費用 895千円（家賃滞納金強制執行手続き費用）
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	
（参考）基本事業の目指す姿	
生活保護や公営住宅等のセーフティネットにより、低所得者の生活支援と自立を促進する。	

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）	
事業の現状・問題・課題	具体的内容とスケジュール
【現状・問題】市営住宅は、築30年が経過し老朽化が進行していますが、常時満室のため、大規模修繕の際に入居者の一次移転先となる空き室がありません。また、入居には条例に基づき連帯保証人2名が必要ですが、高齢化等により保証人を立てることが難しくなっています。	実施済の活動内容 4月 先進事例の収集 5月 入居者選考委員と情報共有 7月 仕様書作成 今後の活動内容 9月 仕様書確定 10月 見積微取 条例改正案着手 11月 業務委託発注 12月 受託者とのヒアリング 1月 入居者選考員と協議 3月 方針決定 条例改正案上程
【課題】長寿命化計画に基づく計画的な修繕を実施するためには、入居者の移転先やPFIの導入を含めた検討に加えて、今後20年で5億円程度の修繕費用が見込まれる市営住宅を存続させるべきか、または、市営住宅の代替案を含めた検討が必要です。また、連帯保証人が立てられないときは、保証会社等に代替できるような条例改正が必要です。	
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
((仮称)市営住宅マネジメント計画策定) 令和6年度上半期は、入居者選考委員と現状や課題について共有します。また、先進事例を収集し、計画策定の仕様書をとりまとめます。下半期は、計画策定の業務委託を発注し、市営住宅を存続させるか、または、廃止の上、代替案を立案し、市営住宅の在り方について市の方針を定めます。 (守谷市営住宅管理条例の改正) 令和6年度下期は、入居要件としている連帯保証人について、保証会社等でも認められるように条例の改正案を立案します。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
□増加 □維持 ■削減	来年度は、計画策定業務がないため、コストの方向性は「削減」となる見込みです。市営住宅マネジメント計画に基づき市営住宅を継続することになった場合は、次年度以降のコストの方向性は増加することが予想されます。

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
令和元年度から市営住宅の管理を委託した法人と連携を継続しており、修繕や新規入居者募集などの事務手続きを行い、市営住宅の運営を実施した。	令和元年度から市営住宅の管理を委託した法人と連携し、修繕や新規入居者募集などの事務手続きを行い、適切な施設管理を実施した。入居時の連帯保証人について、補償会社等で認められるよう条例を改正した。また市営住宅の在り方についての検討業務は、修繕時の移転等の検討に時間を要したため繰越となっており、令和7年度に業務の成果を基に市の方針を決定する。

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
稼働率（入居率）（%）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00	100.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
指標値の動向（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 向上 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	住環境を適切に維持管理していることから、66戸の入居者について常にほぼ満床で稼働している。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	市営住宅の長寿命化にむけた修繕を計画的に実施していく必要があるが、工事内容の精査のほか、工事中の入居者の移転先の確保や同時期に建設された県営住宅との調整が必要である。建物は6棟あり、修繕工事には多額の事業費が見込まれる。					

コストの推移						
項目	R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込	
事業費	計	4,512	5,535	5,697	6,147	6,147
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	4,512	5,535	5,697	6,147	6,147
	一般財源	0	0	0	0	0
正職員人工数（時間数）	318.00	642.00	175.00	0.00	0.00	
正職員人件費	1,226	2,699	743	0	0	
トータルコスト	5,738	8,234	6,440	6,147	6,147	

令和 6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	福祉タクシー助成事業	担当課	健幸長寿課
総合計画 政策	ひと	計画期間	平成 6年度～
施策	地域福祉の推進	種別	任意的事務
基本事業(取組)	在宅生活への支援の充実	市民協働	
予算科目コード	01-030102-09 単独	根拠法令・条例等	守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、移動手段の補完と経済的負担の軽減を図る。
（参考）基本事業の目指す姿	障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）	
事業の現状・問題・課題	具体的内容とスケジュール
【現状】 タクシー券交付（申請）者のうち、高齢者は年々増加傾向にあります。障がい者は、身体障害者手帳等でタクシー料金の割引や自動車税の減免があり、これらの制度を活用した方が経済的負担軽減になります。令和5年9月19日からの茨城県地区のタクシー運賃改定により、初乗り運賃が740円から500円になり、加算運賃が値上げされたため守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を改正し、令和6年4月1日に施行しました。今年度は10月2日時点で282人に交付をしています。 【課題】 特に課題等はありません。	実施済の活動内容 随時 守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱に基づいて、申請を受付け、利用券を交付します。 今後の活動内容 3月 令和6年度にタクシー券の交付を受けている方で、令和7年度についても交付要件合致する方へ申請について案内します。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	特に課題等はありません。
次年度のコストの方向性（→その理由）	
□増加 ■維持 □削減	医療機関等を受診する際のタクシー料金の助成をタクシー運賃改定等に対応し継続することで福祉の増進を図ります。年度により申請者の増減はあるものの、コストの方向性は維持とします。

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
<p>機構改革に伴い高齢・障がいの部署が同一になること、茨城県地区のタクシー運賃改定による加算運賃の値上げに伴い、対象者・助成額・助成枚数を見直すため守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を改正したことから、福祉タクシー助成事業については今後も事業実施方法の方向性について検討する必要がある。</p>	<p>医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成したことで、移動手段を確保し、病院などに通える環境の補完や経済的負担の軽減ができた。 人工透析を実施している方 年72枚（福祉タクシー券2冊） その他の方 年36枚（福祉タクシー券1冊） （交付実績） 重度障がい者 127名（うち、人工透析者24名） 70歳以上の高齢者非課税世帯に属する者 183名 また、市外からの転入者の対象要件について、他の申請者との整合</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
申請者数（人）	254.00	261.00	250.00	246.00	310.00	0.00	310.00
タクシー券の利用枚数（枚）	2,487.00	3,036.00	2,737.00	2,345.00	4,135.00	0.00	4,135.00
指標値の動向（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 向上 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	障がい者及び高齢者の増加により、申請者数は増加している。 また、タクシー運賃改定に伴う助成額及び助成枚数の変更により、年間利用枚数も増加した。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	障がい者や低所得の高齢者に対し、医療機関等を受診する際のタクシー料金の助成を継続することで福祉の増進を図る。					

コストの推移					
項目	R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込
事業費	計	2,079	1,577	2,321	2,829
	国・県支出金	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	一般財源	2,079	1,577	2,321	2,829
正職員人工数（時間数）	105.00	145.00	123.00	0.00	0.00
正職員人件費	405	610	522	0	0
トータルコスト	2,484	2,187	2,843	2,829	2,829

令和 6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	障がい者福祉センター運営管理事業	担当課	健幸長寿課
総合計画 政策	ひと	計画期間	平成 5年度～
施策	地域福祉の推進	種別	任意的事務
基本事業(取組)	在宅生活への支援の充実	市民協働	
予算科目コード	01-030102-23 単独	根拠法令・条例等	守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例 同条例施行規則

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供するため、平成5年に守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定し、守谷市障がい者福祉センターを開所しました。平成20年には同条例を全部改正し、同年4月から指定管理者による管理が行われています。	障がい者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、以下のサービスを提供します。 ・特定相談支援：障がい者やその家族の要望等を踏まえて、障がい福祉サービス利用者に係る利用計画を作成するとともに、事業者との連絡調整を行います。 ・生活介護：食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供します。 ・就労継続支援B型：就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援します。 ・放課後等デイサービス：就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向上及び自立を促進する訓練を行います。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
市内在住の障がいのある方に対して、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供し、障がい者の福祉の増進を図る。 また、センターの管理は指定管理者制度により行い、提供するサービスの向上や利用者の拡大を図り、障がいのある方の支援を充実させるとともに、事業運営や事業費の効率化を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が、通所施設で、状態に応じた専門的な指導・訓練を受けながら生活できるようにします。	

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）	
事業の現状・問題・課題	具体的な内容とスケジュール
【現状】 指定管理者制度を利用し、市内在住の障がいのある方に対して特定相談支援、生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスを提供しています。	実施済の活動内容 随時 指定管理者と連携し、事業を実施しています。
【課題】 障がい者福祉センターの運営を効率的かつ効果的に取り組む必要があります。 施設や設備の老朽化に伴い、修繕が必要となっています。	今後の活動内容 【指定管理者の選定】 R 9 指定管理者の選定を定期的に実施します。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	【大規模修繕計画】 R 8 守谷市障がい者福祉センター改修設計業務委託 R 9 守谷市障がい者福祉センター改修工事・守谷市障がい者福祉センター改修工事施工監理業務委託 R25 守谷市障がい者福祉センター（既存棟）外壁・屋根・シーリング工事
次年度のコストの方向性（→その理由）	
□増加 ■維持 □削減	令和7年度は工事の計画はないのでコストの方向性は維持とします。ただし、突発的な故障等の随時対応が発生することがあります。

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
<p>新たな指定期間（令和5年度～令和9年度）の業務を開始した。協定に基づき、障がい者福祉センターの効果的かつ効率的な管理を実施した。</p> <p>令和5年度に管財課による建物調査を行った結果、長寿命化改修工事が必要と判断され、令和8年度以降に改修工事を予定している。</p>	<p>障がい者福祉センターの運営により、特定相談支援、生活介護、就労継続支援B型及び放課後等デイサービスを提供し、障がい者への生活や就労の支援を行った。</p> <p>令和5年度の建物調査結果を踏まえ、未交換箇所のLED化改修工事のほか、長寿命化改修工事を検討している。</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）								
指標名		基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
利用登録者数（年度末）（人）		86.00	73.00	81.00	81.00	74.00	0.00	74.00
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
指標値の動向（→その理由）								
<input type="checkbox"/> 向上 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	利用者は減少したが一時的な変動と考えられ、第三者評価等は例年並みであり大きな影響はない。適切なセンター運営が行われており、障がい福祉サービスの向上や障がい者支援の充実が図られている。							
今後の事業の方向性（→その理由）								
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	指定管理者制度により、障がい者福祉センターの効果的かつ効率的な管理運営を継続して実施するとともに、モニタリングにより、管理運営のさらなる改善を行う。						

コストの推移						
項目		R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込
事業費	計	22,603	20,253	24,139	23,060	23,060
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	247	252	252
	一般財源	22,603	20,253	23,892	22,808	22,808
正職員人工数（時間数）		166.00	278.00	235.00	0.00	0.00
正職員人件費		640	1,169	998	0	0
トータルコスト		23,243	21,422	25,137	23,060	23,060

令和6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	障がい者等手当支給事業	担当課	健幸長寿課
総合計画 政策	ひと	計画期間	昭和52年度～
施策	地域福祉の推進	種別	任意的事務
基本事業(取組)	在宅生活への支援の充実	市民協働	
予算科目コード	01-030102-22 補助	根拠法令・条例等	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例・同条例施行規則 守谷市難病患者福祉手当支給要綱

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に手当を支給した。 ・月額4,000円 対象者145名に対し、延べ1,628月分支給 ・年2回払い（4月・10月） 守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき、市に6か月以上住所を有する難病患者又はその保護者に対し、手当を支給した。 ・年額20,000円 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しく重度の障がいを有する方に、手当を支給した。 ・特別障がい者手当 月額28,840円 ・障がい児福祉手当 月額15,690円 ・年4回払い（5月、8月、11月、2月）
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	手当を支給することにより、障がい者等が安定した生活を送れるようになるとともに、その家族の労苦を見舞い、その福祉の増進及び日常生活を送る上での経済的負担軽減を図る。
（参考）基本事業の目指す姿	障がい者（児）や難病患者が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）	
事業の現状・問題・課題	具体的な内容とスケジュール
【現状】 在宅障がい児福祉手当については、守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に、手当の支給を行っている。月額4,000円の手当を年2回、約130人に支給している。 守谷市難病患者福祉手当については、守谷市難病患者福祉手当支給要綱に基づき、守谷市に6か月以上住所を有する難病患者又は難病患者の保護者に対し、手当の支給を行っている。年額2万円の手当を年1回、約400人に支給している。 【課題】特に課題はない。	実施済の活動内容 随時 【在宅障がい児福祉手当】 守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、手当の支給申請を受け、認定し、認定した日の属する月の翌月から始め、毎年10月10日及び4月10日の2期にそれぞれの前月までの分を支払う。 【守谷市難病患者福祉手当】 守谷市難病患者福祉手当支給要綱に基づき、申請を受け、毎年5月に支給する。ただし、最初の手当の支給については、支給決定を受けた日の属する月の翌月に支給する。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	今後の活動内容 2月 【在宅障がい児福祉手当】 【守谷市難病患者福祉手当】 広報もりや4月号に手当の対象・金額・申請に必要な情報を掲載するための準備を行う。 【守谷市難病患者福祉手当】 3月 令和6年度に難病患者福祉手当の申請のあった者に対し、令和7年度分の守谷市難病患者福祉手当受給者現況届を送付する。

次年度のコストの方向性（→その理由）	
■増加 □維持 □削減	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例、守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則、守谷市難病患者福祉手当支給要綱及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、継続実施する事業。 在宅障がい児福祉手当、障がい児福祉手当の支給件数はほぼ横ばいなもの、難病患者福祉手当、特別障がい者手当は支給件数が増加しており、コストは増加する傾向。

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
<p>守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に手当の支給を行っています。条例及び条例施行規則に基づき手当の支給を行う事務であり、課題等はありません。</p> <p>守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき、守谷市に6か月以上住所を有する難病患者又は難病患者の保護者に対し、年額2万円の手当を年1回支給しています。特に課題等はありません。</p>	<p>守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に手当を支給した。</p> <p>月額4,000円 対象者145名に対し、延べ1,628月支給 年2回払い（4月・10月）</p> <p>守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき、市に6か月以上住所を有する難病患者又はその保護者に対し、手当を支給した。</p> <p>年額20,000円</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しく重度の障がいを有する方に、手当を支給した。</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）								
指標名	基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）	
在宅障がい児福祉手当支給者数（人）	108.00	117.00	127.00	126.00	145.00	0.00	151.00	
難病患者福祉手当支給者数（人）	415.00	442.00	440.00	476.00	506.00	0.00	506.00	
指標値の動向（→その理由）								
<input checked="" type="checkbox"/> 向上 <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	対象者に手当を支給することで、本人や保護者の経済的負担の軽減が図られている。 対象者は増加傾向にあり、それに伴い受給者も増加している。手当を支給することで経済的負担の軽減を図っている。							
今後の事業の方向性（→その理由）								
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	事業のより一層の周知を図り、支援が必要な方に確実に手当を支給していく。						

コストの推移					
項目	R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込
事業費	計	32,881	36,140	37,801	40,304
	国・県支出金	14,661	16,156	16,318	17,688
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	一般財源	18,220	19,984	21,483	22,616
正職員人工数（時間数）	279.00	298.00	1,141.00	0.00	0.00
正職員人件費	1,076	1,253	4,845	0	0
トータルコスト	33,957	37,393	42,646	40,304	40,304

令和 6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	基幹相談支援センター運営事業	担当課	健幸長寿課
総合計画 政策	ひと	計画期間	令和 6年度～
施策	地域福祉の推進	種別	法定事務
基本事業(取組)	在宅生活への支援の充実	市民協働	
予算科目コード	01-030102-29 単独	根拠法令・条例等	障害者総合支援法第77条、第77条の2 守谷市障がい者基幹相談支援センター設置要綱

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？

背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
守谷市では、各種障がい手帳所持者及び障がい福祉サービスの利用者は増加傾向であり、それに伴って複合化・複雑化している福祉課題や相談ニーズに対し、関係機関との連携を強化し適切な支援が行えるよう、基幹相談支援センターを設置した。	専門職を配置し、医療・保健・福祉・教育機関等と連携し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業所と連絡会を開催し、地域の相談支援体制整備および連携強化を推進する。また、障がいのある人が、差別や偏見、人権侵害を受けることなく一人ひとりが尊重され、権利や財産が擁護されるために、権利に対する意識啓発や虐待の理解とともに、権利擁護を担う専門的人材の育成確保に取り組む。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	その他、医療的ケア児者に対し関係機関と連携し、相談支援や災害時個別避難計画の作成を行う。
（参考）基本事業の目指す姿	

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）

事業の現状・問題・課題	具体的な内容とスケジュール
【現状】新規事業として設置された基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所へのヒアリングの実施や、相談支援事業所との連絡会、権利擁護関係機関との連絡会を開催し、地域の支援の現状および課題の把握を行います。その他、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会等関係機関の開催する会議に出席し、関係機関との連携を強化します。 【課題】現在、課題把握を行っている途中経過であるが、相談支援事業所では相談員が1人で業務にあたっているため、困難ケースで対応に苦慮する現状があります。	実施済の活動内容 【基幹相談支援センターの主催】 6月 相談支援事業所連絡会開催 6・8月 権利擁護関係機関連絡会開催 4月～9月 相談支援事業所訪問 4事業所 8月 医療的ケア児等個別避難計画作成に向けた情報共有会議開催 【関係機関の主催】 4月 守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会 相談支援部会出席 5・7・9月 守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会定例会出席 5・6・7月 地域包括支援センター連絡会出席 その他、各ケース検討会議出席 今後の活動内容 10月～ 相談支援事業所訪問 1事業所 10・12・2月 相談支援事業所連絡会開催 12・2月 権利擁護関係機関連絡会開催 各関係機関会議への出席
改善内容（課題解決に向けた解決策）	

次年度のコストの方向性（→その理由）	
□増加 ■維持 □削減	関係機関の連携や地域の支援機能を強化し、適切な相談支援に努めます。

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
事業実施なし	<p>令和6年4月に障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がいのある方やその家族、関係機関からの相談対応を行った。また、地域の相談支援体制強化の取組として、相談支援事業所との連絡会を開催し、事例検討や情報共有を行い、連携を図った。</p> <p>個別支援から地域づくりへ発展させるため、事務局として地域自立支援協議会を開催し、地域課題の共有や地域生活支援拠点等の体制整備について検討を行った。</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
相談件数（延べ）（件）	0.00	0.00	0.00	0.00	530.00	0.00	583.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
指標値の動向（→その理由）							
■向上 □横ばい □低下	令和6年4月に障がい者基幹相談支援センターを設置。専門職を配置し、相談対応の充実を図るとともに、地域の支援体制の連携強化を行うことができた。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
■拡大 □縮小 □維持	□改善・効率化 □統合 □廃止・終了	継続して障がいのある方やその家族、関係機関からの相談支援を行うとともに、地域生活支援体制整備等の構築に向けて事業所との調整を行い、地域で安心して生活できる体制を整備する。 また、医療的ケア児者及びその家族の支援として、家族会との協働事業による啓発事業に取り組む。					

コストの推移					
項目	R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込
事業費	計	0	0	519	1,323
	国・県支出金	0	0	74	668
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	一般財源	0	0	445	655
正職員人工数（時間数）	0.00	0.00	2,183.00	0.00	0.00
正職員人件費	0	0	9,269	0	0
トータルコスト	0	0	9,788	1,323	1,323

令和6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	こども療育教室通園指導事業	担当課	おやこ保健課・こども療育教室
総合計画 政策	ひと	計画期間	平成9年度～
施策	地域福祉の推進	種別	任意的事務
基本事業(取組)	療育・相談の充実	市民協働	
予算科目コード	01-030102-24 単独	根拠法令・条例等	守谷市こども療育教室の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則、守谷市こども療育教室運営要綱、児童福祉法。

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？

背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
発達に心配のある児童(小学生までの児童)に対する療育訓練や相談などの支援の場がなく保護者の強い要望により平成9年度から事業を開始しました。法改正で現在は就学前の児童対象の「児童発達支援事業」として実施しています。	発達に心配のある就学前の児童に対し親子で通園してもらい、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 ○「個別指導」：療育指導員と1対1で言語指導、認知学習などを実施 ○「相談業務」：発達に関すること、就園・就学に関すること等の相談 ※平成9年度～平成14年度まで補助事業の「親子通園事業」 平成15年度～平成23年度まで支援費制度及び障害者自立支援法の「児童デイサービス事業」 平成24年度～現在、児童福祉法の「児童発達支援事業」（対象者が就学前の児童に変更）
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
市内在住の発達に心配のある就学前の児童及び保護者で児童発達支援の利用を希望する方を対象として、親子で通園してもらい、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 相談や健診等により障がいを早期に発見し、適切な療育指導を受けられるようにします。 相談や療育指導を受けることで、保護者の不安を軽減します。	
(参考) 基本事業の目指す姿	
相談や健診等により障がいを早期に発見し、適切な療育指導を受けられるようにします。 相談や療育指導を受けることで、保護者の不安を軽減します。	

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）

事業の現状・問題・課題	具体的内容とスケジュール
【現状・問題】 北守谷公民館の改修工事に伴い、市民交流館へ一時移転することとなり、療育環境が整っていないため、サービス低下が懸念されます。 【課題】 利用者一人ひとりに応じた療育指導を行うべく、市民交流館の環境整備を行う必要があります。	【令和6年4月～】 ・一時移転準備 ・一時移転に伴う契約締結 ・物品（教材等を含む）移動準備 【令和6年8月】 ・パーテーション設置 ・マット設置 ・ロールカーテン設置 ・照明設備の交換 【令和6年9月】 ・物品運搬の実施 ・療育指導の再開準備 【令和6年10月～】 ・療育指導の再開 ・再開後の問題に対し適宜対応
改善内容（課題解決に向けた解決策） 市民交流館の療育環境を整備するために、パーテーションの設置や照明設備の交換等を行います。	

次年度のコストの方向性（→その理由）

□増加 ■維持 □削減	令和7年度には、再び北守谷公民館に戻り事業を継続します。療育指導が滞らないように今年度と同様に移転、環境整備を進める必要があることから、コストの方向性は「維持」となります。
-------------------	--

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
<p>新型コロナウイルス感染症対策として行っていた換気・消毒作業を見直し、一日あたりの指導の受入枠数を4枠から5枠に変更して、利用者の増加に対応した。</p> <p>令和6年度から実施する北守谷公民館の改修工事に伴う、市民交流館への一時移転後の療育環境の整備が課題となっている。</p>	<p>北守谷公民館の改修工事に伴い一時移転した市民交流館において、療育指導で使用する部屋をパーテーションで仕切り、防炎マットや照明を設置するなど、利用者一人ひとりに応じた支援ができるよう療育環境を整備した。</p> <p>また、物品運搬を計画どおりに実施し、移転先での事業全般を滞りなく再開することができた。</p>

評価（指標の推移、今後の方向性）								
指標名		基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
利用登録者数（人）		128.00	138.00	146.00	160.00	156.00	0.00	140.00
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
指標値の動向（→その理由）								
<input type="checkbox"/> 向上 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	<p>利用児童への発達支援及び保護者への相談支援を行い、児童と保護者が地域で安心して生活できるよう関係機関と連携しながら事業を実施している。令和6年度に実施した保護者等からの事業所評価における支援への満足度は90.5%と高い評価を受けている。また、乳幼児健康診査において、発達が気になることを指摘され、こども療育教室を紹介された児童及び保護者との面談を実施しており、利用登録者数は前年度と同程度となっている。</p>							
今後の事業の方向性（→その理由）								
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	<p>利用者数は前年度と同程度であり、療育支援や療育指導のニーズは高い水準にある。今後は、療育が必要な利用希望者の特性を踏まえ、特性に応じた指導についての相談や調整が求められることが考えられる。</p> <p>令和7年度には改修工事が終了し、再び北守谷公民館に戻り事業を継続実施する。療育指導が滞らないよう移転、環境整備を行う必要がある。</p>						

コストの推移						
項目	R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込	
事業費	計	6,414	6,430	7,083	5,900	5,900
	国・県支出金	0	0	292	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	6,414	6,430	6,791	5,900	5,900
	一般財源	0	0	0	0	0
正職員人工数（時間数）	9,436.00	8,682.00	7,990.00	0.00	0.00	
正職員人件費	36,385	36,499	33,926	0	0	
トータルコスト	42,799	42,929	41,009	5,900	5,900	

令和 6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	医療費助成事業	担当課	国保年金課
総合計画 政策	ひと	計画期間	昭和48年度～
施策	地域福祉の推進	種別	任意的事務
基本事業(取組)	医療費の経済的負担軽減	市民協働	
予算科目コード	01-030106-02 補助	根拠法令・条例等	守谷市医療福祉費支給に関する条例 守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	乳幼児等の医療にかかる患者負担分を公費で助成することで、必要とする医療を容易に受けられる環境を整備し、併せて健康の保持増進と生活の安定を図ることを目的に、県補助事業として始まった。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	医療費助成事業の所得基準内の妊娠婦、18歳の年度末までの子ども、母子家庭、父子家庭及び重度障がい者に対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持増進と生活の安定を図る。
（参考）基本事業の目指す姿	医療に係る経済的負担を軽減する。

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）	
事業の現状・問題・課題	具体的内容とスケジュール
【現状・問題】助成の対象にも関わらず、制度未申請のため助成を受けていない対象者がおり、また、各種申請は窓口での受付が主となっているため、受給者及び保護者にとって負担となっている。 【課題】制度未申請者に申請勧奨を行う必要があり、郵送でも申請を受け付けている手続きがあることを受給者及び保護者に浸透していない可能性があるため、その旨を周知する必要がある。	随時 新規助成対象者に申請勧奨を行う 随時 配布資料及びホームページで郵送手続きの周知を図る 毎月 その月が誕生月の小児の制度未申請者に対する申請勧奨を行う
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
出生や転入等の異動や母子健康手帳や障害者手帳等の発行で助成の対象者を把握した際は、随時申請勧奨を行います。また、小児の例月更新の際に、その月が誕生月の小児の制度未申請者に再度申請勧奨を行います。 医療費の償還払い（助成対象者が立て替えた医療費の払戻）申請、保険資格の変更届、受給者証の再交付、資格の新規申請の一部は郵送でも申請を受け付けているため、郵送手続の方法について、窓口で配布する制度案内及びホームページで周知を図ります。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
■増加 □維持 □削減	前年度比の扶助費伸び率が直近3年度で増加傾向にあるため、コストの方向性は「増加」となります。

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
受給者及び保護者の手続きに係る負担を軽減するため、医療費の償還払い申請や保険資格の変更届、受給者証の再交付等の郵送で行うことができる申請について、窓口やホームページで周知を図った。	新規助成対象者や助成の対象にも関わらず、未申請のため助成を受けていない小児の対象者に対し申請勧奨を行った。また、郵送での申請を受け付けている手続きについて、窓口やホームページで周知することにより、受給者及び保護者の更なる申請手続きの負担軽減に努めた。

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
受給者数（人）	12,446.00	12,371.00	12,128.00	11,711.00	11,291.00	0.00	12,500.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
指標値の動向（→その理由）							
□向上 ■横ばい □低下	受給者数に若干の減少が見られるが、郵送での申請手続きの推進により受給者または保護者の手続きの負担軽減を図り、事業の推進に努め、生活の安定と福祉の向上に寄与することができた。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
□拡大 □縮小 ■維持	□改善・効率化 □統合 □廃止・終了	事業の実施主体は市であるが、医療福祉対策要綱及び医療福祉対策実施要領に基づき実施する県補助事業のみを実施する事業であるため、引き続き事業の周知に努めていく。					

コストの推移					
項目	R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込
事業費	計	355,879	378,066	360,925	381,638
	国・県支出金	158,876	175,551	170,796	176,607
	地方債	0	0	0	0
	その他	26,280	29,231	30,113	25,002
	一般財源	170,723	173,284	160,016	180,029
正職員人工数（時間数）	2,016.00	2,071.00	2,638.00	0.00	0.00
正職員人件費	7,774	8,706	11,201	0	0
トータルコスト	363,653	386,772	372,126	381,638	395,209

令和6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	すこやか医療費助成事業	担当課	国保年金課
総合計画 政策	ひと	計画期間	平成19年度～
施策	地域福祉の推進	種別	任意的事務
基本事業(取組)	医療費の経済的負担軽減	市民協働	
予算科目コード	01-030106-03 単独	根拠法令・条例等	守谷市すこやか医療費支給に関する条例 守谷市すこやか医療費支給に関する条例施行規則

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
県から補助を受け実施している医療費助成事業（マル福）を所得制限等により利用できない妊産婦及び子どもに対して医療費の一部を市が単独で助成することで、必要な医療を容易に受診できるようにし、少子化対策及び子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ることを目的に始まった。	医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする。 対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関では現物給付により助成する。妊産婦が産科・婦人科以外を受診した場合等は償還払い（後払い方式）により助成する。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
マル福を所得制限等により利用できない妊産婦及び18歳の年度末までの子どもに対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、子育て世代の健康の保持増進と生活の安定を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
医療に係る経済的負担を軽減する。	

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）	
事業の現状・問題・課題	具体的な内容とスケジュール
【現状・問題】助成の対象にも関わらず、制度未申請のため助成を受けていない対象者がいます。また、各種申請は、窓口での受付が主となっており、受給者及び保護者にとって負担になっています。 【課題】制度未申請者に申請勧奨を行う必要があります。また、郵送でも申請を受け付けている手続きがあることが、受給者及び保護者に浸透していない可能性があるため、その旨を周知する必要があります。	随時 新規助成対象者に申請勧奨を行う 随時 配布資料及びホームページで郵送手続きの周知を図る 毎月 その月が誕生月の小児の制度未申請者に対する申請勧奨を行う
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
出生や転入等の異動や母子健康手帳の発行で助成の対象者を把握した際は、随時申請勧奨を行います。また、小児の例月更新の際に、その月が誕生月の小児の制度未申請者に再度申請勧奨を行います。 医療費の償還払い（助成対象者が立て替えた医療費の払戻）申請、保険資格の変更届、受給者証の再交付、資格の新規申請の一部は郵送でも申請を受け付けているため、郵送手続の方法について、窓口で配布する制度案内及びホームページで周知を図ります。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
■増加 □維持 □削減	前年度比の扶助費伸び率が直近2年度で増加傾向にあるため、コストの方向性は「増加」となります。

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
受給者及び保護者の手続きに係る負担を軽減するため、医療費の償還払い申請や保険資格の変更届、受給者証の再交付等の郵送で行うことができる申請について、窓口やホームページで周知を図った。	新規助成対象者や助成の対象にも関わらず、未申請のため助成を受けていない小児の対象者に対し申請勧奨を行った。また、郵送での申請を受け付けている手続きについて、窓口やホームページで周知することにより、受給者及び保護者の更なる申請手続きの負担軽減に努めた。

評価（指標の推移、今後の方向性）								
指標名		基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
受給者数（人）		4,372.00	5,768.00	5,923.00	6,097.00	6,275.00	0.00	6,300.00
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
指標値の動向（→その理由）								
<input type="checkbox"/> 向上 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 低下	県補助制度の所得制限の超過者が増えたことや未申請者への申請勧奨及び郵送での申請手続きの推進により手続きの負担軽減が図れ、受給者数が増加した。							
今後の事業の方向性（→その理由）								
<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 維持	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止・終了	今後も事業の周知に努め、子育て世代の医療費に係る経済的負担軽減と健康の保持増進を図る。						

コストの推移						
項目		R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込
事業費	計	108,478	138,151	143,177	175,543	164,815
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	217	289	234	200	200
	一般財源	108,261	137,862	142,943	175,343	164,615
正職員人工数（時間数）		1,459.00	1,570.00	1,743.00	0.00	0.00
正職員人件費		5,626	6,600	7,401	0	0
トータルコスト		114,104	144,751	150,578	175,543	164,815

令和 6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報			
事務事業名	保健福祉審議会開催事業	担当課	社会福祉課
総合計画 政策	ひと	計画期間	平成10年度～
施策	地域福祉の推進	種別	法定+任意
基本事業(取組)	施策の総合推進	市民協働	共催
予算科目コード	01-030101-05 単独	根拠法令・条例等	守谷市保健福祉審議会条例

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
保健福祉行政の円滑な運営を図るため、当審議会を設置するものである。	福祉団体の代表者や学識経験者等の審議会委員による審議会を年に5回程度開催し、関係事項の審議等を実施する。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
当審議会は、市長の諮問等に応じ、保健福祉に関する事業の推進を図るために、関係事項について調査審議し、市長に意見を答申し、又は助言するものである。	
（参考）基本事業の目指す姿	
保健福祉施策を総合的に推進する。	

今年度の分析・次年度の取組（次年度どう改善するのか？）	
事業の現状・問題・課題	具体的内容とスケジュール
【現状・問題】【課題】ともなし。 社会福祉課は保健福祉審議会の事務局を担っている（委員選任、会議開催調整、委員報酬支給など）。 また、令和6年度の機構改革により、当課が直接審議会に協議や諮問する事項がなくなった。 事務事業の評価対象となる事業なのか疑問に思うところであり、再考をお願いしたい。	実施済の活動 5月15日 第1回審議会開催 7月17日 第2回審議会を予定するも、議案等がないため中止 9月 分科会のうち3つの部会を開催 （障がい、健康づくり、子ども、地域包括ケア） 今後の活動内容 10月13日 第2回審議会開催 1月22日 第3回審議会開催 3月19日 第4回審議会開催
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
同上	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
□増加 ■維持 □削減	年5回の審議会は固定されており、随時開催の分科会も大幅な回数の増減はない。

R05年度の評価を受けて、R06年度の取組等	
R05年度の取組・評価・課題	R06年度の取組・評価・課題
議案案件の数によっては、対面開催の会議形式にこだわらず、書面での会議も導入した。 また、令和5年度末で委員任期が切れるため委員の一斉改選を行った。 。	議案数とその内容によってはその月の会議を開催せず、次回会議に案件を回すことでの会議の開催に弾力性をもたらす。 また、前年度まで2種類（詳細版・簡易版）作成していた会議録を1つにまとめ、その内容についても適宜省略することとした。

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（R02）	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	目標値（R08）
審議会で協議された事項数（件）	7.00	6.00	3.00	3.00	4.00	0.00	0.00
審議会に報告された事項数（件）	24.00	26.00	20.00	26.00	13.00	0.00	0.00
指標値の動向（→その理由）							
□向上 ■横ばい □低下	年度により法定計画の策定数が異なるため、案件数の増減がある。また、軽微な案件をいたずらに審議会にかけることを評価すべきではなく、指標及び目標値の設定を再考するか、事務事業の評価対象とすべきか否かについても検討をする。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
□拡大 □縮小 □維持	■改善・効率化 □統合 □廃止・終了	現行の審議会の所管内容はあまりに多岐に渡るため、委員の専門性を超える案件の審議も増えている。このため、附属機関の分科会が議論の中心となっており、全委員を集めた審議会の開催に課題が残っている。					

コストの推移						
項目	R04年度決算	R05年度決算	R06年度決算	R07年度予算	R08年度見込	
事業費	計	638	572	503	875	800
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	638	572	503	875	800
正職員人工数（時間数）	240.00	280.00	270.00	0.00	270.00	
正職員人件費	925	1,177	1,146	0	0	
トータルコスト	1,563	1,749	1,649	875	800	